

○国土交通省告示第千五百九十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十八条の五第一項第二号ロの規定に基づき、準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件（平成二十一年国土交通省告示第 二百二十五号）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十八日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十八条の五第一項第二号ロに規定する準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、令第百二十八条の四第四項に規定する内装の制限を受ける調理室等（令第百二十八条の五第一項から第五項までの規定によつてその壁及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを同条第一項第二号に掲げる仕上げとしなければならない）及びホテル、旅館、飲食店等の厨房その他これらに類する室を除く。）にあつては、次の各号に掲げる当該室の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 こんろ（専ら調理のために用いるものであつて、一口における一秒間当たりの発熱量が四・二キロワット以下のものに限る。以下同じ。）を設けた室（こんろの加熱部の中心点を水平方向に二十五センチメートル移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に八十センチメートル移動したときにできる軌跡の範囲内の部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む場合にあつては、当該部分の仕上げを不燃材料（平成十二年建設省告示第千四百号第一号から第八号まで、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する建築材料に限る。以下「特定不燃材料」という。）としたものに限る。）に壁又は天井が含まれる場合にあつては、当該壁又は天井の間柱及び下地を特定不燃材料としたものに限る。） 次に定める材料の組合せであること。</p> <p>イ〜ニ（略）</p> <p>二〜四（略）</p>	<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十八条の五第一項第二号ロに規定する準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、一戸建ての住宅（令第百二十八条の三の二に規定する居室を有するもの及び住宅以外の用途を兼ねるもの（住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の二分の一を超えるもの又は五十平方メートルを超えるものに限る。）を除く。）にあつては、次の各号に掲げる室の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 こんろ（専ら調理のために用いるものであつて、一口における一秒間当たりの発熱量が四・二キロワット以下のものに限る。以下同じ。）を設けた室（こんろの加熱部の中心点を水平方向に二十五センチメートル移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に八十センチメートル移動したときにできる軌跡の範囲内の部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む場合にあつては、当該部分の仕上げを不燃材料（平成十二年建設省告示第千四百号第一号から第八号まで、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する建築材料に限る。以下「特定不燃材料」という。）としたものに限る。）に壁又は天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）が含まれる場合にあつては、当該壁又は天井の間柱及び下地を特定不燃材料としたものに限る。） 次に定める材料の組合せであること。</p> <p>イ〜ニ（略）</p> <p>二〜四（略）</p>

附 則

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

第二条 火災の発生のおそれの少ない室を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>建築基準法施行令第二百二十八条の六第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室は、次の各号のいずれかに該当するもので、壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものとする。</p> <p>一・二（略）</p>
改正前	<p>建築基準法施行令第二百二十八条の六第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室は、次の各号のいずれかに該当するもので、壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを同令第二百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしたものとする。</p> <p>一・二（略）</p>

第三条 建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十條第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十七條第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、避難時倒壊防止構造）とすること。

イ（略）

ロ 外壁の開口部（次の(1)から(4)までのいずれにも該当しないものに限る。以下この項及び第七項において「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ表一に掲げる式によつて計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に表二に掲げる式によつて計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動した時にできる軌跡の範囲内の部分（当該建築物が令第百十二條第一項、第四項又は第五項の規定により区画された建築物である場合にあつては、当該規定により区画された各部分のうち他の外壁の開口部が設けられた部分を除く。）である外壁に設けられた開口部に上階延焼抑制防火設備が設けられていること。

(1) 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたもの

(2) (4)（略）

改正前

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十條第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十七條第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、避難時倒壊防止構造）とすること。

イ（略）

ロ 外壁の開口部（次の(1)から(4)までのいずれにも該当しないものに限る。以下この項及び第七項において「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ表一に掲げる式によつて計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に表二に掲げる式によつて計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動した時にできる軌跡の範囲内の部分（当該建築物が令第百十二條第一項、第四項又は第五項の規定により区画された建築物である場合にあつては、当該規定により区画された各部分のうち他の外壁の開口部が設けられた部分を除く。）である外壁に設けられた開口部に上階延焼抑制防火設備が設けられていること。

(1) 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第百二十八條の五第一項第二号に掲げる仕上げとしたものに設けられたもの

(2) (4)（略）

表一・表二 (略)

ハ、ホ (略)

二、四 (略)

2、8 (略)

第三 令第一百十条の二第二号に規定する他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものは、第一第一項第四号に掲げる建築物（一時間準耐火基準に適合する準耐火構造（耐火構造を除く。）としたものに限る。）及び法第二十七条第一項第一号に該当する特殊建築物で令第一百十条第一号に掲げる基準に適合するものとして同項の規定による認定を受けたものの外壁の開口部（次の各号のいずれにも該当しないものに限る。以下「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ第一第一号ロ表一に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に第一第一号ロ表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分である外壁の開口部（令第一百十条の二第一号に掲げるもの及び他の外壁の開口部が設けられた防火区画内に設けられたものを除く。）とする。

一・二 (略)

三 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものに設けられたもの

四、七 (略)

表一・表二 (略)

ハ、ホ (略)

二、四 (略)

2、8 (略)

第三 令第一百十条の二第二号に規定する他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものは、第一第一項第四号に掲げる建築物（一時間準耐火基準に適合する準耐火構造（耐火構造を除く。）としたものに限る。）及び法第二十七条第一項第一号に該当する特殊建築物で令第一百十条第一号に掲げる基準に適合するものとして同項の規定による認定を受けたものの外壁の開口部（次の各号のいずれにも該当しないものに限る。以下「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ第一第一号ロ表一に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に第一第一号ロ表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分である外壁の開口部（令第一百十条の二第一号に掲げるもの及び他の外壁の開口部が設けられた防火区画内に設けられたものを除く。）とする。

一・二 (略)

三 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第二百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしたものに設けられたもの

四、七 (略)

第四条 通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十七条第二項第二号に規定する通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法は、建築物の二以上の部分（以下「被区画部分」という。）を連絡する室として、次の各号に掲げる基準に適合する渡り廊下のみを設けたものとする。</p> <p>一 通行の用にのみ供する室で、壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものであること。</p> <p>二 十（略）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十七条第二項第二号に規定する通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法は、建築物の二以上の部分（以下「被区画部分」という。）を連絡する室として、次の各号に掲げる基準に適合する渡り廊下のみを設けたものとする。</p> <p>一 通行の用にのみ供する室で、壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを令第百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしたものであること。</p> <p>二 十（略）</p>

第五条 建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第九條の五第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十一條第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、火災時倒壊防止構造）とすること。

イ〜ニ （略）

ホ 外壁の開口部（次の(1)から(4)までのいずれにも該当しないものに限る。以下「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一号口表一に掲げる式によって計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときに行ける軌跡上の各点を、垂直上方に同号口表二に掲げる式によって計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動した時にできる軌跡の範囲内の部分（イの規定により区画された各部分のうち他の外壁の開口部が設けられた部分を除く。）である外壁に設けられた開口部に上階延焼抑制防火設備が設けられていること。

(1) 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものに設けられたもの

(2)〜(4) （略）

改正前

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第九條の五第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十一條第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、火災時倒壊防止構造）とすること。

イ〜ニ （略）

ホ 外壁の開口部（次の(1)から(4)までのいずれにも該当しないものに限る。以下「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一号口表一に掲げる式によって計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときに行ける軌跡上の各点を、垂直上方に同号口表二に掲げる式によって計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動した時にできる軌跡の範囲内の部分（イの規定により区画された各部分のうち他の外壁の開口部が設けられた部分を除く。）である外壁に設けられた開口部に上階延焼抑制防火設備が設けられていること。

(1) 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第二百二十八條の五第一項第二号に掲げる仕上げとしたものに設けられたもの

(2)〜(4) （略）

へし子 (略)
二し四 (略)
2し9 (略)

へし子 (略)
二し四 (略)
2し9 (略)

第六条 階からの避難に要する時間に基づく階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（令和二年国土交通省告示第五百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百二十九条第三項第一号イ、ロ、ニ及びホの規定に基づき、階からの避難に要する時間に基づく階避難安全検証法に関する算出方法等を次のように定める。

一 令第百二十九条第三項第一号に規定する方法を用いる場合における同号イに規定する当該居室に存する者（当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。以下「在室者」という。）の全てが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでに要する時間は、次に掲げる時間を合計して計算するものとする。

イ・ロ（略）

ハ 次の式によって計算した在室者が当該居室の出口を通過するために要する時間（以下「居室出口通過時間」という。）（単位：分）

$$t_{queue(room)} = \frac{\sum p A_{area}}{\sum N_{eff(room)} B_{eff(room)}}$$

この式において、 $t_{queue(room)}$ 、 p 、 A_{area} 、 $N_{eff(room)}$ 、及び $B_{eff(room)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{queue(room)}$ 居室出口通過時間（単位：分）
 p 建築物の部分の種類に応じ、それぞれ次の表に定める

改正前

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百二十九条第三項第一号イ、ロ、ニ及びホの規定に基づき、階からの避難に要する時間に基づく階避難安全検証法に関する算出方法等を次のように定める。

一 令第百二十九条第三項第一号に規定する方法を用いる場合における同号イに規定する当該居室に存する者（当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。以下「在室者」という。）の全てが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでに要する時間は、次に掲げる時間を合計して計算するものとする。

イ・ロ（略）

ハ 次の式によって計算した在室者が当該居室の出口を通過するために要する時間（以下「居室出口通過時間」という。）（単位：分）

$$t_{queue(room)} = \frac{\sum p A_{area}}{\sum N_{eff(room)} B_{eff(room)}}$$

この式において、 $t_{queue(room)}$ 、 p 、 A_{area} 、 $N_{eff(room)}$ 、及び $B_{eff(room)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{queue(room)}$ 居室出口通過時間（単位：分）
 p 建築物の部分の種類に応じ、それぞれ次の表に定める

在館者密度（単位 一平方メートルにつき人）

建築物の部分の種類	在館者密度	住宅の居室	住宅以外の建築物における寝室	固定ベッドの場合	その他の場合	事務室、会議室その他これらに類するもの	教室	百貨店又は物品販売業を営む店舗その他これらに類するもの	飲食室	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類する用途に供する居室	固定席の場合	座席数を床面積で除した数値
										ベッド数を床面積で除した数値	○・〇六	○・一六

在館者密度（単位 一平方メートルにつき人）

建築物の部分の種類	在館者密度	住宅の居室	住宅以外の建築物における寝室	固定ベッドの場合	その他の場合	事務室、会議室その他これらに類するもの	教室	百貨店又は物品販売業を営む店舗その他これらに類するもの	飲食室	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類する用途に供する居室	固定席の場合	座席数を床面積で除した数値
										ベッド数を床面積で除した数値	○・〇六	○・一六

展示室その他これに類するもの

○・五

$N_{eff(room)}$ A_{area}

当該居室等の各部分の床面積（単位 平方メートル）

当該居室の各出口の幅、当該居室の種類及び当該居室の各出口に面する部分（以下「居室避難経路等の部分」という。）の収容可能人数に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該居室の各出口の有効流動係数（単位 一分メートルにつき人）

当該居室の各出口の幅	当該居室の種類	居室避難経路等の部分の収容可能人数	当該居室の各出口の有効流動係数
	当該居室の各出口の幅		
六十センチメートル未満である場合	—	—	$N_{eff(room)} = 0$
その他の場合	地上への出口を有する場合	—	$N_{eff(room)} = 90$

展示室その他これに類するもの

○・五

$N_{eff(room)}$ A_{area}

当該居室等の各部分の床面積（単位 平方メートル）

当該居室の各出口の幅、当該居室の種類及び当該居室の各出口に面する部分（以下「居室避難経路等の部分」という。）の収容可能人数に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該居室の各出口の有効流動係数（単位 一分メートルにつき人）

当該居室の各出口の幅	当該居室の種類	居室避難経路等の部分の収容可能人数	当該居室の各出口の有効流動係数
	当該居室の各出口の幅		
六十センチメートル未満である場合	—	—	$N_{eff(room)} = 0$
その他の場合	地上への出口を有する場合	—	$N_{eff(room)} = 90$

<p>この表において、 $N_{eff}(room)$ A_{co} $a_n(room)$ p $A_{load}(room)$ $B_{neck}(room)$ B_{room}</p>	その他 の場合	$\sum_{q_i(room)}^{A_{co}} \geq \sum_{j \in load(room)} p_j$	$N_{eff}(room) = 90$
	である場合	$\sum_{q_i(room)}^{A_{co}} < \sum_{j \in load(room)} p_j$	
<p>及び $B_{load}(room)$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p>			
<p>$N_{eff}(room)$ 当該居室の各出口の有効流動係数（単位 一分メートルにつき人）</p>			
<p>A_{co} 当該居室避難経路等の部分の各部分（当該部分が階段室である場合にあつては、当該居室の存する階からその直下階（当該居室の存する階が地階である場合にあつては、その直上階）までの階段室に限る。）の床面積（単位 平方メートル）</p>			
<p>$a_n(room)$ 当該居室避難経路等の部分の各部分の種類に応じ、それぞれ次の表に定める必要滞留面積（</p>			

<p>この表において、 $N_{eff}(room)$ A_{co} $a_n(room)$ p $A_{load}(room)$ $B_{neck}(room)$ B_{room}</p>	その他 の場合	$\sum_{q_i(room)}^{A_{co}} \geq \sum_{j \in load(room)} p_j$	$N_{eff}(room) = 90$
	である場合	$\sum_{q_i(room)}^{A_{co}} < \sum_{j \in load(room)} p_j$	
<p>及び $B_{load}(room)$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p>			
<p>$N_{eff}(room)$ 当該居室の各出口の有効流動係数（単位 一分メートルにつき人）</p>			
<p>A_{co} 当該居室避難経路等の部分の各部分（当該部分が階段室である場合にあつては、当該居室の存する階からその直下階（当該居室の存する階が地階である場合にあつては、その直上階）までの階段室に限る。）の床面積（単位 平方メートル）</p>			
<p>$a_n(room)$ 当該居室避難経路等の部分の各部分の種類に応じ、それぞれ次の表に定める必要滞留面積（</p>			

単位 一人につき平方メートル)

当該居室避難経路等の部分の各部分の種類	必要滞留面積
階段の付室又はバルコニー	○・二
階段室	○・二五
居室又は廊下その他の通路	○・三

p 在館者密度(単位 一平方メートルにつき人)

$A_{load(room)}$

当該居室避難経路等の部分を通らなければ避難することができない建築物の各部分(当該居室の存する階にあるものに限る。)の床面積(単位 平方メートル)

$B_{neck(room)}$

当該出口の幅又は当該出口の通ずる当該居室避難経路等の部分の出口(直通階段に通ずるものに限る。)の幅のうち最小のもの(単位 メートル)

単位 一人につき平方メートル)

当該居室避難経路等の部分の各部分の種類	必要滞留面積
階段の付室又はバルコニー	○・二
階段室	○・二五
居室又は廊下その他の通路	○・三

p 在館者密度(単位 一平方メートルにつき人)

$A_{load(room)}$

当該居室避難経路等の部分を通らなければ避難することができない建築物の各部分(当該居室の存する階にあるものに限る。)の床面積(単位 平方メートル)

$B_{neck(room)}$

当該出口の幅又は当該出口の通ずる当該居室避難経路等の部分の出口(直通階段に通ずるものに限る。)の幅のうち最小のもの(単位 メートル)

$B_{eff(room)}$		<p>当該居室の各出口の幅及び火災が発生してから在室者が当該居室の出口の一に達するまでに要する時間に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該居室の各出口の有効出口幅（単位 メートル）</p>	<p>$B_{load(room)}$ B_{room}</p> <p>当該出口の幅（単位 メートル）</p> <p>当該出口の通ずる当該居室避難経路等の部分を通らなければ避難することができない建築物の部分（当該居室の存する階にあるものに限る。）の当該出口の通ずる当該居室避難経路等の部に面する出口の幅の合計（単位 メートル）</p>
<p>当該居室の各出口の幅</p>	<p>火災が発生してから在室者が当該居室の出口の一に達するまでに要する時間</p>		
<p>当該出口の幅が当該居室の出口の幅のうち最大の幅の場合</p>	<p>$t_{reach(room)} \leq \frac{0.14}{\sqrt{a_f + a_m}}$</p>	<p>当該居室の各出口の有効出口幅</p>	<p>$B_{eff(room)} = B_{room}$</p>

$B_{eff(room)}$		<p>当該居室の各出口の幅及び火災が発生してから在室者が当該居室の出口の一に達するまでに要する時間に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該居室の各出口の有効出口幅（単位 メートル）</p>	<p>$B_{load(room)}$ B_{room}</p> <p>当該出口の幅（単位 メートル）</p> <p>当該出口の通ずる当該居室避難経路等の部分を通らなければ避難することができない建築物の部分（当該居室の存する階にあるものに限る。）の当該出口の通ずる当該居室避難経路等の部に面する出口の幅の合計（単位 メートル）</p>
<p>当該居室の各出口の幅</p>	<p>火災が発生してから在室者が当該居室の出口の一に達するまでに要する時間</p>		
<p>当該出口の幅が当該居室の出口の幅のうち最大の幅の場合</p>	<p>$t_{reach(room)} \leq \frac{0.14}{\sqrt{a_f + a_m}}$</p>	<p>当該居室の各出口の有効出口幅</p>	<p>$B_{eff(room)} = B_{room}$</p>

その他の場合	合	$\frac{t_{reach(room)} > 0.14}{\sqrt{\alpha_f + \alpha_m}}$	$B_{eff(room)} = \max(B_{room} - 7.2\sqrt{\alpha_f + \alpha_m t_{reach(room)} + 1.0})$
	その他の場合	$B_{eff(room)} = B_{room}$	

のものである場合
 の出口の一に達するまでに要する時間（単位 分）

この式において、
 $t_{reach(room)}$ 、
 $t_{start(room)}$ 及び
 $t_{travel(room)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

次の式によって計算した火災が発生してから在室者が当該居室の出口の一に達するまでに要する時間（単位 分）

$$t_{reach(room)} = t_{start(room)} + t_{travel(room)}$$

この表において、
 $t_{reach(room)}$ 、
 α_f 、
 α_m 、
 $B_{eff(room)}$ 及び
 B_{room} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

その他の場合	合	$\frac{t_{reach(room)} > 0.14}{\sqrt{\alpha_f + \alpha_m}}$	$B_{eff(room)} = \max(B_{room} - 7.2\sqrt{\alpha_f + \alpha_m t_{reach(room)} + 1.0})$
	その他の場合	$B_{eff(room)} = B_{room}$	

のものである場合
 の出口の一に達するまでに要する時間（単位 分）

この式において、
 $t_{reach(room)}$ 、
 $t_{start(room)}$ 及び
 $t_{travel(room)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

次の式によって計算した火災が発生してから在室者が当該居室の出口の一に達するまでに要する時間（単位 分）

$$t_{reach(room)} = t_{start(room)} + t_{travel(room)}$$

この表において、
 $t_{reach(room)}$ 、
 α_f 、
 α_m 、
 $B_{eff(room)}$ 及び
 B_{room} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

<p>この表において、q_1及びα_fは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>q_1 当該室の種類に応じ、それぞれ次の表に定める当該室の積載可燃物の一平方メートル当たりの発熱量（単位 一平方メートルにつきメガジュール）</p>	$q_1 \leq 170$ がある場合	$\alpha_f = 0.0125$	<p>当該室の積載可燃物の一平方メートル当たりの発熱量</p> <p>積載可燃物の火災成長率</p>	<p>α_f</p> <p>当該室の積載可燃物の一平方メートル当たりの発熱量に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した積載可燃物の火災成長率</p>	<p>$t_{start(room)}$</p> <p>分に規定する居室避難開始時間（単位 分）</p>	<p>$t_{travel(room)}$</p> <p>分に規定する在室者が当該居室等の各部分から当該居室の出口の一に達するまでに要する歩行時間のうち最大のもの（単位 分）</p>
	$q_1 > 170$ がある場合	$\alpha_f = 2.6 \times 10^{-6} q_1^{5/3}$				

<p>この表において、q_1及びα_fは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>q_1 当該室の種類に応じ、それぞれ次の表に定める当該室の積載可燃物の一平方メートル当たりの発熱量（単位 一平方メートルにつきメガジュール）</p>	$q_1 \leq 170$ がある場合	$\alpha_f = 0.0125$	<p>当該室の積載可燃物の一平方メートル当たりの発熱量</p> <p>積載可燃物の火災成長率</p>	<p>α_f</p> <p>当該室の積載可燃物の一平方メートル当たりの発熱量に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した積載可燃物の火災成長率</p>	<p>$t_{start(room)}$</p> <p>分に規定する居室避難開始時間（単位 分）</p>	<p>$t_{travel(room)}$</p> <p>分に規定する在室者が当該居室等の各部分から当該居室の出口の一に達するまでに要する歩行時間のうち最大のもの（単位 分）</p>
	$q_1 > 170$ がある場合	$\alpha_f = 2.6 \times 10^{-6} q_1^{5/3}$				

百貨店又は 物品販売業 を営む店舗	家具又は書籍 の売場その他 これらに類す	博物館又は美術館の展示室 その他これらに類するもの	体育館のアリーナその他こ れに類するもの	教室	会議室その他これに類する もの	事務室その他これに類する もの	住宅以外の建築物における 寝室	住宅の居室	当該室の種類	当該室の 積載可燃 物の一平 方メートル 当たりの 発熱量
										九六〇

百貨店又は 物品販売業 を営む店舗	家具又は書籍 の売場その他 これらに類す	博物館又は美術館の展示室 その他これらに類するもの	体育館のアリーナその他こ れに類するもの	教室	会議室その他これに類する もの	事務室その他これに類する もの	住宅以外の建築物における 寝室	住宅の居室	当該室の種類	当該室の 積載可燃 物の一平 方メートル 当たりの 発熱量
										九六〇

玄関ホール	廊下、階段その他の通路	自動車車庫 又は自動車 修理工場		舞台部分	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会室その他これらに類する用途に供する室			飲食店その他の飲食室		その他これらに類するもの
		分	車路その他これに類する部分		客席部分	固定席の場	その他の場合	簡易な食堂	その他の飲食室	
一六〇	三三二	三三二	二四〇	二四〇	四八〇	四〇〇	四八〇	二四〇	四八〇	

玄関ホール	廊下、階段その他の通路	自動車車庫 又は自動車 修理工場		舞台部分	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会室その他これらに類する用途に供する室			飲食店その他の飲食室		その他これらに類するもの
		分	車路その他これに類する部分		客席部分	固定席の場	その他の場合	簡易な食堂	その他の飲食室	
一六〇	三三二	三三二	二四〇	二四〇	四八〇	四〇〇	四八〇	二四〇	四八〇	

α_f 積載可燃物の火災成長率	倉庫その他の物品の保管の用に供する室	屋上広場又はバルコニー	昇降機その他の建築設備の機械室	、ロビーその他これらに類するもの	
				その他のもの	、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場その他これらに類する用途又は百貨店若しくは物品販売業を営む店舗その他これらに類する用途に供する建築物の玄関ホール、ロビーその他これらに類するもの
	二〇〇〇	八〇	一六〇	八〇	

α_f 積載可燃物の火災成長率	倉庫その他の物品の保管の用に供する室	屋上広場又はバルコニー	昇降機その他の建築設備の機械室	、ロビーその他これらに類するもの	
				その他のもの	、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場その他これらに類する用途又は百貨店若しくは物品販売業を営む店舗その他これらに類する用途に供する建築物の玄関ホール、ロビーその他これらに類するもの
	二〇〇〇	八〇	一六〇	八〇	

α_m 当該室の内装仕上げの種類に応じ、それぞれ次の表に定める内装材料の火災成長率

(二)	(一)	当該室の内装仕上げの種類	内装材料の火災成長率
壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの(一)に掲げるものを除く。	壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。以下この表において同じ。)及び天井(天井がない場合にあつては屋根。以下同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この表において同じ。)の仕上げを不燃材料としたもの	〇・〇〇三五	〇・〇一四

α_m 当該室の内装仕上げの種類に応じ、それぞれ次の表に定める内装材料の火災成長率

(二)	(一)	当該室の内装仕上げの種類	内装材料の火災成長率
壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしたもの(一)	壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。以下この表において同じ。)及び天井(天井がない場合にあつては屋根。以下同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この表において同じ。)の仕上げを不燃材料としたもの	〇・〇〇三五	〇・〇一四

二
四

(略)

B_{room} 当該出口の幅 (単位 メートル) $B_{eff(room)}$ 当該居室の各出口の有効出口幅 (単位 メートル)	(四)	(三)	
	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを木材その他これに類する材料としたもの (一) から (三) までに掲げるものを除く。	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第二百二十八条の五第一項第一号に掲げる仕上げとしたもの (一) 及び (二) に掲げるものを除く。	〇・〇五六
	〇・三五		

二
四

(略)

B_{room} 当該出口の幅 (単位 メートル) $B_{eff(room)}$ 当該居室の各出口の有効出口幅 (単位 メートル)	(四)	(三)	
	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを木材その他これに類する材料としたもの (一) から (三) までに掲げるものを除く。	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第二百二十八条の五第一項第一号に掲げる仕上げとしたもの (一) 及び (二) に掲げるものを除く。	〇・〇五六
	〇・三五		